

令和8年度 熱中症労働災害 (山口労働局管内 休業4日以上)

	発生日時	業種	休業見込 期間	災害発生状況
1	7月	ビルメンテナンス業	4日	公共施設の事務所内で清掃作業中に、意識が朦朧として手足がしびれ、自力歩行ができなくなり救急搬送されたもの。
2	7月	その他の水産業	3週	屋外作業中に体調不良を訴えたため、エアコン付きの事務所内で休養をとったが、嘔吐を繰り返したため病院へ搬送されたもの。
3	7月	製本業	6日	工場内で印刷作業を行っていたところ、めまいがし始め、その場で倒れたもの。
4	7月	その他の小売業	1週	調理場で作業を行っていた際、体に痙攣が生じ、熱中症を発症したもの。
5	7月	金属製品製造業	2週	工場外においてフォークリフトによる資材運搬等の作業に従事した後、身体のだるさを感じ、その翌日に頭痛、倦怠感及びめまいを発症したもの。
6	7月	農業	6日	屋外で草刈り作業に従事した後、昼食を摂り休憩していたところ、意識を消失し、救急搬送されたもの。
7	7月	造船業	5日	工場内で天井クレーンを使用した配材作業に従事していたところ、熱中症を発症したもの。
8	7月	警備業	4日	道路維持管理現場において交通誘導警備業務に従事中、熱中症を発症し、足のしびれ及び脱力感が生じ、その場にしゃがみ込んだもの。
9	7月	建築工事業	1週	工場敷地内の屋外において、側溝の堆積物の除去作業に従事していたところ、熱中症を発症したもの。
10	7月	その他の建設業	2か月	道路上において水道配管設置工事に従事した後、終業後に体調不良を訴え、翌朝医療機関を受診したところ、熱中症と診断され入院したもの。

令和8年度 熱中症労働災害 (山口労働局管内 休業4日以上)

	発生日時	業種	休業見込 期間	災害発生状況
11	8月	その他の建設業	4日	建設現場から会社事務所まで自動車で帰社途中、運転中に一時的に意識を消失して建物等に衝突し、搬送先の医療機関において熱中症と診断されたもの。
12	8月	鋳物業	5日	鋳造工場内で清掃作業中、熱中症を発症したもの。